様式第三号備考を次のように改める。

備考　１．この資格確認書の大きさは、縦297ミリメートル、横210ミリメートルとすること。

２．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の適用の区分であり、この欄には、適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第１項第１号に掲げる者である場合は「現ⅢＡ」と、同項第２号に掲げる者である場合は「現ⅢＢ」と、同項第３号に掲げる者である場合は「現ⅢＣ」と、同項第４号に掲げる者である場合は「現ⅡＡ」と、同項第５号に掲げる者である場合は「現ⅡＢ」と、同項第６号に掲げる者である場合は「現ⅡＣ」と、同項第７号に掲げる者である場合は「現ＩＡ」と、同項第８号に掲げる者である場合は「現ＩＢ」と、同項第９号に掲げる者である場合は「現ＩＣ」と、同項第10号に掲げる者である場合は「般ⅡＡ」と、同項第11号に掲げる者である場合は「般ⅡＢ」と、同項第12号に掲げる者である場合は「一般Ｉ」と、同項第13号に掲げる者である場合は「区Ⅱ」と、同項第14号に掲げる者である場合は「区Ｉ」と、第14条第７項に掲げる者である場合は「区Ｉ老」と記載すること。

３．適用対象者が高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第40条第６号に掲げる者である場合は、適用区分欄に、「区Ｉ境」と記載すること。

４．「特定疾病区分・発効期日」は、認定を受けた特定疾病を指す区分であり、この欄には、認定を受けた特定疾病が人工透析の場合は「Ａ」と、血友病の場合は「Ｂ」と、ＨＩＶの場合は「Ｃ」と記載すること。

５．「限度区分・発効期日」、「長期入院該当日」及び「特定疾病区分・発効期日」の欄については、被保険者からの申請に基づき記載する事項であること。

６．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

７．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。

(1)　資格確認書の交付を受けたときは、大切に保管すること。

(2)　保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、資格確認書を提出すること。

(3)　療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とすること。入院の際に食事療養又は生活療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となること。また、認定を受けた特定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに１箇月につき１万円を限度とすること。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになること。

(4)　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに資格確認書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、資格確認書を添えること。

(5)　資格確認書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、資格確認書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

(6)　有効期限を経過したときは、資格確認書を使用することができないこと。また、有効期限を経過した資格確認書を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。

(7)　後期高齢者医療広域連合の検認又は更新のため、資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。

(8)　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、資格確認書を返還していただくことがあること。

(9)　不正に資格確認書を使用した者は、刑法（明治40年法律第45号）により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

附　則

（施行期日）

第１条　この省令は、令和九年八月１日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　健康保険法施行規則の一部を次のように改正する。

様式第十三号の二中「第百三条の二」を「第百三条の七」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第２３９４号

神奈川県鎌倉市梶原１丁目12番12―401号

債務者　内海　祐一

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森山憲太郎

4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月14日午前11時10分

6　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１４９号

神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目４番７―401号

債務者　加藤真一郎

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石田　彩子

4　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月16日午後１時40分

6　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７２９５号

東京都東大和市奈良橋６丁目737―１―102

債務者　宮内　　翼

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　四十山千代子

4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午後２時

6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３２８号

東京都江戸川区北葛西５丁目19―20―202

債務者　黒岩まさみ

1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岸田　麻希

4　破産債権の届出期間　令和８年11月11日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和８年12月10日午前11時

6　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで　東京地方裁判所民事第20部